

あま市本庁舎基本設計委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民意見や専門的見地からの提言等を集約し、あま市本庁舎基本設計に反映させるため、あま市本庁舎基本設計委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本設計に関する市民意見の集約に関すること。
- (2) 基本設計に関する専門的見地からの提言・助言に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で構成し、それぞれ別表に掲げる者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の就任の日から平成30年3月31日までとする。

(委員長の職務等)

第5条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総括する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が委員のうち指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	職名
委員長	学識経験者
委員	学識経験者
委員	学識経験者
委員	愛知県職員
委員	市民代表
委員	市民代表
委員	市民代表
委員	市民代表
委員	市民代表
委員	市民代表
委員	市民代表
委員	副市長
委員	企画財政部長
委員	建設産業部長